

一般社団法人神奈川県剣道連盟 会員規則(案)

(団体会員)

- 第1条 団体会員とは、一般社団法人神奈川県剣道連盟(以下「当法人」という)の定款第5条第1項第4号に規定する地域、職域において組織された団体で、各地域、および職域において剣道等を統轄する団体であり、当該地区または職域を代表する唯一のものをいう。
- 2 団体会員の新設、入退会については、当法人の理事会における決議および総会における承認を得て決定する。
 - 3 団体会員新設については既存の団体会員と競合するものは申請できない。
 - 4 団体会員の新設を希望する者は、あらかじめ専務理事と相談しなければならない。

(団体会員の責務)

- 第2条 当法人の団体会員は、当法人定款および本規則の規定に従うほか、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。
- (1) 剣道、居合道および杖道(以下「剣道等」という。)の大会、演武会等を主催または共催する場合において、不適切な商業的宣伝に関与してはならない。ただし、当該大会、演武会等のプログラム、ポスター等に掲載し、または当該大会、演武会の入場者に頒布する方法によるものは、この限りでない。
 - (2) 当法人の団体会員を組織する個人または団体が、剣道等の大会、演武会等を主催または共催する場合であっても、前号に準じるものとする。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、当法人定款に規定する目的に反し、当法人の名誉を損なうなど、不適切な行為をしてはならない。
- 2 団体会員は別に理事会によって定める団体会費および一般会員会費を年度毎に法人へ納めなければならない。

(一般会員)

- 第3条 団体会員の登録者となった者は、当法人の個人の会員とみなし、「一般会員」と称する。一般会員は、当法人に対し、会費を支払う義務有する他、定款、規約等を遵守しなければならない。
- 2 一般会員が、所属する団体会員から退会した場合には、当法人を退会したものとみなす。当該団体会員が、当法人を退会した場合も同様とする。

(代議員)

- 第4条 一般会員のうち所属団体により選出された者が代議員となる。
- 2 代議員は一般法人法上の社員となり、総会(代議員会)を形成する一員となる。

(個人会員)

第5条 以下に掲げる条件の全てに該当する者は、当法人の個人会員とし、一般会員と同等な会員とする。

- ① 当法人団体会員に属していないこと
 - ② 全日本剣道連盟地方代表団体に属していないこと
 - ③ 主に神奈川県内で剣道等の稽古など活動を行っていること
 - ④ 個人として当法人に加盟することを希望すること
 - ⑤ 会長から個人会員として認められること
- 2 個人会員となることを希望する者は、一般会員 1 名以上の推薦を受け、所定の用紙を用いて会長宛に申込を行う。
 - 3 会長は幹部会議の了承のもと、会員として認められると判断できる場合、本人に通知し、加入を認める。
 - 4 個人会員は、当該個人が申し出た場合のほか、総会の決議により除名となった場合は、当法人を退会するものとする。
 - 5 会費等については、当法人の理事会において別に定めるところによる。
 - 6 昇段審査、大会出場等については直接法人事務局へ申し込む。三段までの昇段審査は居住地の含まれる審査会場での受審とする。

(一般会員、個人会員の責務)

第6条 当法人の一般会員および個人会員は、当法人の定款および本規則の規定に従うほか、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 剣道等の大会、演武会等に参加する場合には、不相当な報酬を受け取ってはならない。
 - (2) 剣道等の大会、演武会等における当該個人会員の成績、氏名および写真、その使用する剣道等に係る武道具等の効能および特徴、名称および写真を、広告に使用または使用させる場合には、不相当な報酬を受け取ってはならない。
 - (3) 剣道等の大会、演武会等であっても、当法人定款に規定する目的に反し当法人の名誉を損なうなど不適切な行為に当たるとして、当法人が参加等を禁止した場合には、これをしてはならない。
 - (4) 剣道等に係る映画、演劇、放送等であっても、前号に規定する不適切な行為に当たるとして、当法人が出演等を禁止した場合には、これをしてはならない。
- 2 一般会員、個人会員は、当法人の主催、共催または後援に係る剣道等の大会に参加等をした場合、当法人が、当該試合、演武等に関し当該個人会員の氏名、肖像、音声、演武等に係る権利を無償で使用することを認めるものとする。

(名誉会員)

第7条 定款第5条の(5)名誉会員とは、定款第32条の特別役員中、名誉会長、名誉顧問、相談役および顧問をいう。

- 2 名誉会員は定款第32条2項、3項、4項の義務を負うものとする。
- 3 名誉会員は会費を支払う義務を有しない。

(神奈川県内組織剣道関係団体)

第8条 神奈川県内組織剣道関係団体とは、神奈川県内で全県的な組織および構成員を有する剣道関係団体であって、当法人が団体会員としないこととしたものをいう。

- 2 当法人は、定款に規定する目的を達成するため、県内組織剣道関係団体と連携し協力するものとする。
- 3 当法人は、理事会において別に定めるところにより、県内組織剣道関係団体その他これに準じる団体に対し、必要な支援を行うことができる。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人登記の日から施行する。(令和00年00月00日施行)